

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

城里町「豊かな環境」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県東茨城郡城里町

3. 地域再生計画の区域

茨城県東茨城郡城里町の全域

4. 地域再生計画の目標

城里町は、平成17年2月1日の新設合併により誕生した町であり、茨城県の北部に位置し、人口23,508人（平成17年4月1日現在）面積161.73平方キロメートルで、水戸市から栃木県宇都宮市を結ぶ国道123号線が縦断し、北部には、「関東の嵐山」と称される「御前山県立自然公園」があるほか、関東第1号となる「道の駅かつら」があり、休日には特産品のレッドポアロー（赤ネギ）などの野菜を買い求める首都圏からの観光客で賑わっている。また、町の東部に那珂川があり、支流の桂川・藤井川が流れている。特に那珂川においては、多様な種類の水生生物が生息しており、6月の鮎釣り解禁日以降は、大勢の釣り人とキャンプを楽しむ行楽客が集まる。

しかし、生活習慣の高度化や、都市部からの移住者の増加によって、未処理の生活雑排水が河川に流れ込み、安心して水辺で楽しむことができない状況となっている。また、一部の居住地区については、地形が平坦なため、生活污水を容易に排出することができず、不便な生活環境となっている。

町では、環境改善を図るために、平成3年度からは都市計画区域において公共下水道事業を、平成4年度からは周辺の農村地域で農業集落排水事業を、平成3年度からは浄化槽の個人設置型事業を実施している。

これらの事業により、城里町の平成16年度末の汚水処理人口普及率は、68%に達したものの、まだまだ十分とはいえない状況である。

このようなことから、町の基本方針の柱である「人と自然が響きあい ともに輝く町」の目標の早期実現に向け、汚水処理施設整備を一層促進することにより、那珂川等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、居住地区においては、快適な環境づくりを推進し、誰もが豊かに暮らすことができる魅力的で活力あふれる地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を68%から75%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

生活環境や河川環境の向上を図り、地域住民が快適な環境で暮らすために、公共下水道(平成13年3月認可済み)については、桂処理区の下坏・上坏地区を、常北処理区(平成17年10月認可拡大予定区域)では那珂西地区を集中的に整備し、あわせて浄化槽の整備を行う。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも城里町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 城里町上坏、下坏及び那珂西地区
- ・浄化槽(個人設置型) 城里町徳蔵、小勝、塩子、下赤沢、上赤沢、真端、大網、錫高野、岩船、増井及び磯野地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 150～250 L = 11,267m 99.8ヘクター
- ・浄化槽(個人設置型) 205基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 2,000人

浄化槽(個人設置型) 1,000人

[事業費]

- ・公共下水道 1,114,800千円
(うち単独 384,400千円)
(うち国費 365,200千円)
- ・浄化槽(個人設置型) 68,370千円
(うち国費 22,790千円)

合計 1,183,170千円
(うち単独 384,400千円)
(うち国費 387,990千円)

5 - 3 その他の事業

該当無し

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ・計画期間終了時に汚水処理人口普及率の向上率について調査し、広報により公表する。
- ・住民に対しアンケートによる満足度調査を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し